

18. 各 国 の 所 得

(付) 各 国 所 得 税 上 の 夫

区 分	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス
基礎控除又は免税点	基礎控除 260,000円	基礎控除 750ドル	(1) 統合所得税 基礎控除 (イ) 独身者 625ポンド (ロ) 夫婦者 865ポンド (2) 投資所得加重税 投資所得のうち1,000ポンド (ただし、65歳以上の老年者に対しては、1,500ポンド)以下の部分については、投資所得加重税は非課税。
税	所得税 万円 % 60 以下の金額 10 60 を超える金額 12 120 " 14 180 " 16 240 " 18 300 " 21 400 " 24 500 " 27 600 " 30 700 " 34 800 " 38 1,000 " 42 1,200 " 46 1,500 " 50 2,000 " 55 3,000 " 60 4,000 " 65 6,000 " 70 8,000 " 75	個人所得税 ドル超 ドル以下 % 	

税 制 度 の 概 要

婦 の 取 扱 い 方 法 の 概 要

西 ド イ ツ	フ ラ ン ス	イ タ リ ア	カ ナ ダ
基礎控除 3,029マルク (課税所得が3,029マルク以下の場合、税額は0となるので、実質上我が国の基礎控除に相当するものである。)	いわゆる基礎控除はないが、税率表で0%の税率が適用される部分(家族除数1につき5,550フラン;家族除数については「扶養控除及びその他の諸控除」欄の(1)及び(2)を参照)は、実質的に基礎控除と同じものとなる。これから所得の免税点を求めると次のようになる。ただし、給与・年金所得者については収入12,600フランまで、その他の所得者については所得10,000フランまでを免税とする。 給与所得者 その他 (収入)(所得) 独身者 12,600フラン 10,000フラン 夫婦者 15,554 11,199 (注) 給与・年金所得者については必要経費概算控除を選択した場合の数値である。	基礎控除 (税額控除) 36,000リラ	基礎控除 (イ) 独身者1,878カナダ・ドル (ロ) 夫婦者3,522カナダ・ドル (配偶者に所得がある場合には、基礎控除額は1,878カナダ・ドルと、352カナダ・ドルを超える配偶者の所得を1,644カナダ・ドルから減じた額とを加えた額である。)
所得税 (1) 総所得から各種の所得控除を行った金額(課税所得)を税額算出式に代入して税額を求める。税額算出式は、次のとおりである。 (S=税額) (a) 課税所得3,029マルク以下 S=0 (b) 同3,030~16,019マルク S=0.22x-660 (xは整数で示される課税所得) (c) 同16,020~47,999マルク S=[(-49.2y+505.3)y+3,077]y+2,858 (yは整数で示される課税所得から16,000マルクを減じた額の10,000分の1) (d) 同48,000~130,019マルク S=[{(0.1z-6.07)z+109.95}z+4,800]z+16,266 (zは整数で示される課税所得から48,000マルクを減じた額の10,000分の1) (e) 同130,020マルク以上 S=0.56x-12,676 (xは整数で示される課税所得) 整理数とは、課税所得48,000マルク以下の場合には30で、48,000マルク超の場合は60でそれぞれ割切れる数のうち当該課税所得よりも小さく、	所得税 課税所得(百フラン未満切捨て)を家族除数で除した額に以下の税率表を適用して計算した額に家族除数を乗じて税額を算出する。 フラン超 フラン以下 % 5,550 ~ 5,550 0 5,825 ~ 5,825 5 7,000 ~ 7,000 10 11,100 ~ 11,100 15 15,050 ~ 15,050 20 19,000 ~ 19,000 25 22,950 ~ 22,950 30 26,475 ~ 26,475 35 45,825 ~ 45,825 40 64,900 ~ 64,900 45 84,000 ~ 84,000 50 103,150 ~ 103,150 55 103,150 ~ 103,150 60	所得税 万リラ超 万リラ以下 % 200 ~ 200 10 200 ~ 300 13 300 ~ 400 16 400 ~ 500 19 500 ~ 600 22 600 ~ 700 25 700 ~ 800 27 800 ~ 900 29 900 ~ 1,000 31 1,000 ~ 1,200 32 1,200 ~ 1,400 33 1,400 ~ 1,600 34 1,600 ~ 1,800 35 1,800 ~ 2,000 36 2,000 ~ 2,500 38 2,500 ~ 3,000 40 3,000 ~ 4,000 42 4,000 ~ 5,000 44 5,000 ~ 6,000 46 6,000 ~ 8,000 48 8,000 ~ 10,000 50 10,000 ~ 12,500 52 12,500 ~ 15,000 54 15,000 ~ 17,500 56 17,500 ~ 20,000 58 20,000 ~ 25,000 60 25,000 ~ 30,000 62 30,000 ~ 35,000 64 35,000 ~ 40,000 66 40,000 ~ 45,000 68 45,000 ~ 50,000 70 50,000 ~ 50,000 72 (注) 上記税率表の適用される課税所得の計算に当つては、夫婦及び未成年子女の所得は合算される。ただし、合算所得は400万リラ以下の場合には、合算課税は行われず、各人の所得にそれぞれ上記の税率表が適用される。	所得税 (1) 税率 カナダ・ドル超 カナダ・ドル以下 % 587 ~ 587 9 587 ~ 1,174 18 1,174 ~ 2,348 19 2,348 ~ 3,522 20 3,522 ~ 5,870 21 5,870 ~ 8,218 23 8,218 ~ 10,566 25 10,566 ~ 12,914 27 12,914 ~ 16,436 31 16,436 ~ 28,176 35 28,176 ~ 47,786 39 47,786 ~ 70,440 43 70,440 ~ 70,440 47 (注) 最初のブラケットに係る税率は、1976年には6%となる予定である。 (2) 特別税額控除 500カナダ・ドルを限度として税額の5%を税額から控除する。ただし、税額の5%が100カナダ・ドルに満たない時は、100カナダ・ドルを税額から控除する。

18. 各 国 の 所 得

区 分	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス
税 率 (続)			
給 与 所 得 控 除	給与の収入金額 150万円までの金額 40% (最低50万円) 300万円までの金額 30% 600万円までの金額 20 600万円超の金額 10 (注) 「みなし法人課税」を選択した 青色事業所得者の事業主報酬につ いても同様。	給与所得者のみに認められる控除 はない。 ただし、概算経費控除として、「調 整総所得」(備考1参照)の15%相当 額(最高2,000ドル)と1,300ドルの うちいずれか大きい方の金額の控除 が認められる。なお、「扶養控除及 びその他の諸控除」の欄の(15)(ii)を参 照。	なし (注) 従前、所得税率は資産所得を 中心に表示されていたため、勤 労所得については、その9分の 2の勤労所得控除を認めていた が、1973年4月6日より施行さ れた統合所得税においては、所 得税率を勤労所得を中心に表示 することとされたため、勤労所 得控除は廃止された。なお、夫 婦合算課税の場合、妻の勤労所 得について、625ポンドを限度 として控除が認められる。
特 別 控 除	(1) 退職所得については、勤続年数 に応じ、勤続年数1年につき20年 まで25万円、20年超50万円を乗じ た金額(最低限度額50万円、障害 退職の場合は100万円加算)を収 入金額から控除し、その残額の半 額を課税所得として分離課税。	(1) 原則としてすべての所得が総合 課税されるので特別な扱いはない。 ただし、譲渡所得については 分離課税を選択することが認めら れる(第20表参照)。なお、退職年 金は一般に課税されるが、社会保 障法等に基づく退職年金は非課税 とされる。	(1) 退職所得は勤続年数に応じて 一定の控除(最低5,000ポンド) を行つた後、残額を六分六乗課 税する。なお、退職に際し支払 われる年金は給与所得として課 税される。

税 制 度 の 概 要 (続)

西 ド イ ツ	フ ラ ン ス	イ タ リ ア	カ ナ ダ
かつ、これに最も近い数字である。なお、こうして算出された税額のうち1マルク未満は切捨てられる。上記算出式のうち(b), (c), (d)については税額表が設けられている。 (2) 夫婦者については合算分割課税と個別課税の選択を認める。合算分割課税の場合は双方の課税所得の合計額の2分の1に対する税額の2倍を納付税額とする(二分二乗方式)。 (3) 連邦政府は、景気の動向に応じ、政令(簡易化された手続による連邦参議院及び連邦議会の同意を要する。)により、1年を超えない期間につき、所得税額を10%の範囲内で増減することができる。			
概算控除 (イ) 被用者控除 480マルク (ロ) クリスマス控除 100マルク (ハ) 必要経費概算控除 564マルク (ニ) 特別支出概算控除 240マルク (ホ) 保険料概算控除 次に掲げる額の合計額(ただし、30で割切れる数のうち当該額よりも小さく、最もこれに近い数、最低限300マルク) (a) 給与所得の8%(最高は1,800マルクで、子女1人につき600マルク加算) (b) 給与所得の8%(最高は900マルクで、子女1人につき300マルク加算) (ヘ)、(ニ)及び(ホ)については、それぞれ実額控除の選択が認められている。共稼ぎ夫婦については、合算分割課税又は個別課税の如何にかかわらず夫及び妻の双方に当該控除すべてが認められる。 なお、「扶養控除及びその他の諸控除」の欄の(7)及び(8)を参照。	(1) 必要経費概算控除10%(1,200フランに達しない場合は1,200フラン) (特定の所得については、必要経費概算控除の前に特別概算控除(5~40%, 控除限度額50,000フラン)が認められる。) (2) 給与所得控除 (1)の控除後の所得に対し20% ただし、(1)の控除後の所得が310,000フランを超える場合は、当該超過部分の控除率を10%とする。 (1)にかえて実額控除の選択が認められる。	給与所得者控除(税額控除) 36,000リラ ただし、年間所得400万リラ以下の場合には、72,000リラとなる。	被用者経費控除(所得控除) 150カナダ・ドルを限度として給与所得の3%の所得控除が認められる。
(1) 退職所得は給与所得として全額課税される。ただし、当該年度及びその前の2年度にわたる平均課税が認められる。退職年金はその受取額の40%を年4,800マルクを限度として控除する。	(1) 退職時に支払われる一時金については1万フランの控除が認められ、また、控除後の金額が過去3年間の平均課税所得額を超える場合には、当該支払年度及びその前の3年度の課税所得に均分して算入することができる。退職に際し支払われる年金は原則として給与所得と同様に課税される。	(1) 退職所得については、退職所得が600万リラ以下の場合には当該所得の40%、4,000万リラ以下の場合には20%の控除をそれぞれ行つた後、更に退職所得算定対象期間1年につき5万リラを控除した金額を課税所得として、前2年間の平均税率で分離課税。	(1) 退職所得等については課税所得の計算上特別の取扱いはないが、譲渡所得についてはその2分の1が課税所得に算入される(なお、譲渡所得については第20表参照。)

18. 各 国 の 所 得

区 分	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス
特 別 控 除 (統)	(2) 山林所得については、その金額から50万円の特別控除額を控除し、五分五乗により分離課税。 (3) 譲渡及び一時の各所得については、それぞれその所得の金額から50万円の特別控除額を控除し、その残額の半額(ただし、保有期間5年以内の資産の譲渡による所得は特別控除後の全額)を総所得金額に算入する。 ただし、土地、建物等に係る譲渡益については、時限的措置等がある(詳細は、第19表 譲渡所得課税制度の概要参照)。 (4) 漁獲などから生ずる変動の著しい所得(変動所得)及び契約金など一時に取得する所得(臨時所得)がその年分の総所得金額の20%以上である場合には、変動所得については前2年の変動所得の平均額を超えた額及び臨時所得についてはその全額について五分五乗による総合課税。	(2) 一定の場合には、所得の種類を問わず所得平均法の適用を受けることができる。すなわち、当該課税年度における所得が過去4年間における年平均所得の120%を超え、かつ、その超過額が3,000ドル超である場合には、その超過額の5分の1について算出される税額(平均所得の120%相当額と当該超過額の5分の1との合計額についての税額から平均所得の120%相当額についての税額を控除した残額)を5倍したものが超過額についての納付税額となる。	(2) 山林所得はB種(みなし所得課税)又はD種(事業所得課税)の選択課税。 (3) 譲渡所得は原則としてキャピタル・ゲイン税を課される。ただし、投資所得として総合課税を受けることを選択する場合には一定額を限度として半額控除が認められる(第20表参照)。 (4) 一時所得は免税。
扶 養 控 除 及 び そ の 他 の 諸 控 除	(1) 配偶者控除 (所得控除) 260,000円 (2) 扶養控除 (所得控除) 扶養親族1人につき 260,000円 ただし、年齢70歳以上の老人扶養親族の控除額は 320,000円	(1) 配偶者控除 (所得控除) 750ドル (配偶者控除として設けられていないのではないが、共同申告書を提出する夫婦者については、合算所得に対し750×2ドルの基礎控除が認められるので、750ドルが配偶者控除相当額となる。) (2) 扶養控除 (所得控除) その生計費の半分以上が納税義務者によつて支弁され、かつ、総所得750ドル未満の親族(年間を通じて同居している者を含む。)1人につき750ドルの所得控除が認められる。ただし、19歳未満の子女及び就学中の子女については所得の制限はない。	(1) 配偶者控除 (所得控除) 240ポンド (夫婦者に対する基礎控除は865ポンドであり、独身者の場合の625ポンドと比較すると、その差額の240ポンドが配偶者控除相当額となる。) (2) 扶養控除 (所得控除) (イ) 子女控除 その所得が115ポンドを超えない子女1人につき(ただし、115ポンドを超過する場合には、その超過分を以下の控除額から減ずる。) (a) 11歳以下240ポンド (b) 12歳～16歳275ポンド (c) 17歳以上305ポンド (17歳以上の子女については在学中のものに限る。 児童手当を支給される扶養子女については、人的控除額を1人当たり52ポンド引下げる。) (ロ) 扶養親族控除 納税義務者若しくはその妻の扶養親族で自活能力のない者又は納税義務者若しくはその妻の母で寡婦になつた者を扶養するとき扶養親族1人につき100ポンド(ただし、納税義務者が独身女性であるときには145ポンド)から、当該扶養親族の所得が国民保険退職年金額を超える額を減じた額 (ハ) 娘のサービス控除 納税義務者(又はその妻)が老齢、病弱のため、同居人であり、かつ、被扶養者である娘の世話を受けているとき55ポンド

税 制 度 の 概 要 (続)

西 ド イ ツ	フ ラ ン ス	イ タ リ ア	カ ナ ダ
(2) 農林業所得については、1,200マルク(合算分割課税を受ける夫婦者の場合は2,400マルク)の特別控除が認められる。 (3) 山林所得は全額課税される。ただし、特定の山林所得については、特別の軽減税率が適用される。 (4) 自由職業所得については、当該所得が他の所得を超える場合には、1,200マルクを限度として収入の5%を控除する。 (5) 資産所得については、100マルク(合算分割課税を受ける夫婦者の場合は200マルク)を控除する(実額控除との選択が可能)。 (6) 回帰的収入(年金等)から生ずる所得については、200マルクを控除する(実額控除との選択が可能)。 (7) 一時所得は一般に非課税。	(2) 山林所得額は山林を伐採した不動産に対する当該課税年度の不動産税の課税標準に等しい金額とする。なお不動産税は地方税でありその課税標準は各県毎に定められている土地台帳価格を基礎とする。 (3) 譲渡所得は一般に非課税(なお、第20表参照)。 (4) 一時所得は一般に非課税 (5) 文学、科学、美術の生産より生ずる所得については選択により前2年度にわたって平均課税される。	(2) 山林所得は農業所得として課税される。 (注) 山林所得及び農業所得は不動産台帳上に記載されている平均所得によって算定される。 (3) 譲渡所得は一般に非課税(なお、第20表参照) (4) 一時所得は課税	(2) 平均課税制度 ある課税年度所得が前年の所得の110%以上であり、かつ前4年間の平均所得の120%以上である場合(いずれか大きい額を基準額とする)には、基準額を超過する所得に対応する税率ブレーケットを5倍に拡大して税額を計算する平均課税制度が適用される。
(1) 配偶者控除 (所得控除) 3,029マルク 夫婦者が合算分割課税を選択する場合には、夫婦のそれぞれにつき実質上の基礎控除が認められるので、我が国の配偶者控除に相当するものである。 (2) 扶養控除 (所得控除) なし (イ) 子女控除 (注) 児童手当 (a) 課税年度開始時に19歳に達していない子女 (b) 課税年度開始時に19歳以上28歳未満の子女で職業教育中の者、身体的、精神的障害のため独力で生活できない者等 (c) 課税年度開始時に28歳以上の者で、かつ兵役中の者等 上記に該当する子女に対して 第1子 月額 50マルク 第2子 月額 70マルク 第3子以降1人につき月額 120マルク の児童手当が支給される。 なお、児童手当は非課税である。 (ロ) 児童手当を認められない扶養義務のある者の扶養費用及び臨時の職業教育費用は、1人につき3,000マルクまで特別異常負担として控除できる。被扶養者が所得を有する場合には、所得が3,600マルクを超える額だけ、控除限度額を減ずる。 (ハ) 職業教育中の被扶養者の他所における生計のた	(1)(2) 配偶者控除及び扶養控除 所得税の課税に当つては、家族関係により下記の家族除数が定められており、これで課税所得を除いた額につき算出された税額に、当該除数を乗ずる仕組となっている。 独身者 除数 1 夫婦者 " 2 夫婦子 1人 " 2.5 夫婦子 2人 " 3 夫婦子 3人 " 3.5 以下扶養子女(18歳未満) 1人増すごとに0.5を加算する。 ただし、18歳以上21歳未満の者、18歳以上25歳未満の子女で学業に従事している者及び18歳以上の子女で兵役中の者については、次の選択が認められる。 (イ) 独立課税 (ロ) 家族合算 ただし、この場合、子女一人につき6,000フランまでについてのみ家族除数の適用が認められる。	(1) 配偶者控除 (税額控除) 36,000リラ (2) 扶養控除 (税額控除) 扶養者数 控 除 額 1 7,000リラ 2 15,000 3 25,000 4 35,000 5 65,000 6 100,000 7 150,000 8 250,000 9人以上は 1人につき 120,000 ただし、配偶者のいない場合は、1人目に対する控除額は36,000リラとされ、2人目以降は、それと上記控除額との合計額から7,000リラを減じた額とする。 また、年間所得が400万リラ以下の給与所得者及び事業所得者(小規模事業所得者)の場合には、上記の額は1人につき4,000リラ増額される。 (例) 扶養者数 控 除 額 1 11,000リラ 2 23,000 3 37,000	(1) 配偶者控除 (所得控除) 1,644カナダ・ドル 夫婦者に対する基礎控除額は3,522カナダ・ドルであり、独身者の場合の1,878カナダ・ドルと比較すると、その差額の1,644カナダ・ドルが配偶者控除相当額となる。 (2) 扶養控除 (所得控除) (イ) 扶養子女控除 (a) 16歳未満の扶養子女1人につき352カナダ・ドルの所得控除が認められる。ただし、扶養子女の所得が1,284カナダ・ドルを超える場合には、控除額は所得のうち1,284カナダ・ドルを超える額の2分の1だけ減額される。 (b) 16歳以上21歳未満の扶養子女1人につき646カナダ・ドルの所得控除が認められる。ただし、扶養子女の所得が1,343カナダ・ドルを超える場合には、控除額は所得のうち1,343カナダ・ドルを超える額だけ減額される。 また、21歳以上の者で心身障害者又はフル・タイムに通学している者についても同様に認められる。 (ロ) 扶養親族控除 (a) 両親、祖父母、おじ、おば 心身障害者である者1人につき646カナ

18. 各 国 の 所 得

区 分	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス
扶 養 控 除 及 び そ の 他 の 諸 控 除 (統)	(3) 障害者控除 (所得控除) 納税義務者が障害者である場合、又は納税義務者に障害者である控除対象配偶者又は扶養親族がある場合 障害者1人につき 200,000円 ただし、その者が特別障害者である場合は 280,000円 (4) 老年者控除 (所得控除) 200,000円 納税義務者が65歳以上で年所得1,000万円以下の場合に認められる。 (5) 寡婦控除 (所得控除) 200,000円 扶養親族又は基礎控除額以下の所得しかない子を有する寡婦か、扶養親族等を有しない未亡人でも年所得300万円以下の者(老年者に該当する者を除く。)について認められる。	(3) 障害者控除 (所得控除) 納税義務者又はその配偶者が盲人の場合には750ドルの所得控除が認められる。 (4) 老年者控除 (所得控除) 納税義務者又はその配偶者が65歳以上の場合には750ドルの所得控除が認められる。 (5) 寡婦控除 なし ただし、寡婦(夫)は、その配偶者の死亡後2年間は、共同申告書を提出する夫婦者に対する税率表が適用される。	(=) 弟・妹の世話をする女性親族の控除 独身の納税義務者が弟又は妹の世話をする女性親族と同居しており、かつ、扶養しているとき ……100ポンド ただし、(=)との重複適用は認められない。 (3) 障害者控除 (所得控除) (イ) 盲人控除 納税義務者又はその妻が盲人の場合には1人につき130ポンドの所得控除が認められる。ただし、本控除が認められるときは(2)(イ)の控除は認められない。 (ロ) 扶養子女及び心身障害者の妻を有する夫に対し ……180ポンド (4) 老年者控除 なし ただし、65歳以上の独身者に対しては810ポンド、夫婦のいずれかが65歳以上の夫婦者に対しては1,170ポンドが免税点とされている。 (5) 寡婦(夫)控除 (所得控除) (イ) 扶養子女を有する寡婦(夫)に対して180ポンド (ロ) 家政婦を雇っている寡婦(夫)に対して100ポンド (イ)と(ロ)の重複適用は認められるが、(イ)と(2)(イ)の重複適用は認められない。

税 制 度 の 概 要 (続)

西 ド イ ツ	フ ラ ン ス	イ タ リ ア	カ ナ ダ
めの出費が生じた場合には、1,200 マルクまで特別異常負担として控除を認める。 (3) 障害者控除 (所得控除) 身体障害により職業能力が25%以上阻害される者は、その阻害の程度に応じて600マルクないし2,760マルクの控除が認められる。盲人及び長期の保護を要する身体障害者は、7,200マルクの控除が認められる。 (4)(イ) 老年者控除 (所得控除) 課税年度開始日以前に65歳に達している者に対して、720 マルク (合算分割課税を選択した夫婦で双方が老年者の場合には1,440マルク)の控除が認められる。 (ロ) 老年者負担軽減控除 (所得控除) 課税年度開始日以前に65歳に達している者に対して、3,000 マルクを限度として所得の40%を控除する (合算分割課税を選択した夫婦者については、夫婦それぞれの所得について控除が認められる。) (5) 寡婦(夫)控除 (所得控除) 合算分割課税を受けられない寡婦(夫)については、課税年度開始日以前に50歳に達していれば840 マルク又は扶養子女を有すれば3,000 マルクのいずれかの控除が認められる。 なお、寡婦(夫)は配偶者の死亡、離婚もしくは婚姻の取消のあった課税年度及び配偶者の死亡の翌課税年度について合算分割課税が認められる。	(3) 障害者控除 (イ) 純所得金額が、14,000フラン未満の者には2,300フラン、14,000フラン以上23,000フラン未満の者には、1,150フランの所得控除が認められる。 (ロ) 納税義務者が障害者である場合、家族除数を1.5とし、扶養子女が障害者である場合には加算する家族除数を1とする。また、夫婦共に障害者である場合には3とする。 (4) 老年者控除 (所得控除) 65歳以上の老年者に対して上記障害者控除の(イ)と同様の所得控除を認める。 (5) 寡婦(夫)控除 死亡した配偶者との間に生まれた扶養子女を有する者については配偶者が生存する場合と同じ家族除数を認める。	(3) 障害者控除 なし (4) 老年者控除 なし (5) 寡婦控除 なし	ダ・ドルを限度として扶養のため要した額の所得控除が認められる。ただし、当該被扶養者の所得が1,343 カナダ・ドルを超える場合には、控除限度額は所得のうち1,343 カナダ・ドルを超える額だけ減額される。 (b) 兄弟姉妹 (イ)とはほぼ同様であるが、16歳未満の者については1人当り352 カナダ・ドルを限度として、16歳以上の者については1人当り646 カナダ・ドルを限度として扶養のため要した額の所得控除が認められる。なお、兄弟姉妹に所得がある場合には、(イ)の方式に従って控除限度額は減額される。 (c) おい、めい 一定の条件の下にある場合には、(イ)と同様の控除が認められる。 (3) 障害者控除 (所得控除) 納税義務者が盲人である場合又は年間を通じ傷病のため就床若しくは車イスの使用を余儀なくされている場合には、1,174 カナダ・ドルの所得控除が認められる。ただし、付添人に対する報酬を医療費として控除しない場合に限る (納税義務者が1,174 カナダ・ドルすべてを控除しきれない場合には、その残額については配偶者に控除が認められる。) (4) 老年者控除 (所得控除) 納税義務者が65歳以上の場合には、1,174 カナダ・ドルの所得控除が認められる。 (5) 寡婦控除 なし

18. 各 国 の 所 得

区 分	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス
扶 養 控 除 及 び そ の 他 の 諸 控 除 (続)	(6) 勤労学生控除 (所得控除) 200,000円	(6) 勤労学生控除 な し	(6) 勤労学生控除 な し
	(7) 保険料控除 (所得控除) (イ) 生命保険料 25,000円まで全額, 25,000円 を超え50,000円まで2分の1, 50,000円を超え100,000円まで 4分の1 (最高限度額50,000円) (ロ) 損害保険料 ① 長期契約のみの場合10,000 円まで全額, 10,000円を超え 20,000円まで2分の1 ② 短期契約のみの場合 2,000 円まで全額, 2,000円を超え 4,000円まで2分の1 ③ 長期契約と短期契約とがあ る場合 長期契約につき①により計 算した金額と短期契約につき ②により計算した金額との合 計額 (最高限度額15,000円) (ハ) 社会保険料 納税義務者が負担する社会保 険料の支払金額の全額を控除す る。 (ニ) 小規模企業共済等掛金控除 小規模企業共済掛金 (第1種 共済契約に係る掛金) 及び心身 障害者扶養共済制度の掛金の支 払金額の全額を控除する。	(7) 保険料控除 (所得控除) (イ) 生命保険料 生命保険料は控除を認めな い。 (ロ) 損害保険料 損害保険料は控除を認めな い。 (ハ) 社会保険料 我が国でいう社会保険料は、 社会保障税に相当するが、この 税は所得税の計算上控除されな い。 (ニ) 健康保険掛金 健康保険に対する掛金はその 半額が年間150ドルを限度とし て控除される (残額は(8)の医療 費に含める。)	(7) 保険料控除 (イ) 生命保険料 (税額控除) 適格保険掛金総額が20ポンド 以下の場合には、当該掛金 額又は10ポンドのいずれか小 さい金額に基本税率(33%)を 乗じて得た額を税額控除する ことができる。適格保険掛金 総額が20ポンドを超える場合 は、当該額に基本税率の2分 の1を乗じて得た額を税額控 除することができる。 (ロ) 社会保険料 控除は認められない。
	(8) 医療費控除 (所得控除) 医療費が、年所得の5%相当額 と5万円とのうちいずれか低い金 額を超えるときは、その超える金 額 (最高限度額200万円) を控除す る。	(8) 医療費控除 (所得控除) 納税義務者又はその扶養親族に 係る医療費及び歯科治療費 (ただ し、医薬品費は「調整総所得」の 1%相当額を超える金額に限る。) について、「調整総所得」の3%相 当額を超える金額を控除する。	(8) 医療費控除 な し
	(9) 寄付金控除 (所得控除) 社会福祉への貢献、教育の振興 等のためにした寄付金について は、寄付金の額 (年所得の25%を 限度) のうち、1万円を超える部 分の金額を控除する。	(9) 寄付金控除 (イ) 教会、学校、病院その他公共 の支持を受ける団体に対する寄 付金については、「調整総所得」 の50%を限度として控除を認め る。その他の公益寄付金につい ては「調整総所得」の50%から前 記の寄付金を差引いた残額と 「調整総所得」の20%のうちい ずれか小さい金額を限度として控 除を認める。 (ロ) 公職の候補者に対する政治献 金については、献金額の所得控	(9) 寄付金控除 6年超の期間にわたって毎年 寄付を行うことを約した捺印証 書契約による慈善団体への寄付 金については控除を認める。

税 制 度 の 概 要 (続)

西 ド イ ツ	フ ラ ン ス	イ タ リ ア	カ ナ ダ
(6) 勤労学生控除 なし (7) 保険料控除(所得控除) (イ) 支払保険料(生命保険、社会保険、疾病保険、傷害保険、責任保険)及び建築貯蓄金庫払込金については、合計1,800マルク(合算分割課税を選択する夫婦者の場合には合計3,600マルク)まで全額控除する。扶養子女を有するときは、上記の限度額に扶養子女1人につきそれぞれ600マルクを加算する。 (ロ) 上記(イ)の限度額に加えて、支払保険料については、さらに1,500マルク(合算分割課税を選択する夫婦者の場合には3,000マルク)まで控除する。 (ハ) 上記(イ)及び(ロ)によつて控除できる限度額を超える支払保険料及び建築貯蓄金庫払込金については、当該超過額の半額に對し上記(イ)の限度額の2分の1まで控除する。 (ニ) なお、上記(イ)、(ロ)及び(ハ)の実額控除に代えて300マルクの概算控除を認める(保険料概算控除)。 (ただし、給与所得者の保険料概算控除については「給与所得控除」欄の(ホ)参照) (8) 医療費控除(所得控除) 所得額、子女数等に応じて所得の一定割合(1%~8%)を超える異常負担支出のうち、保険金等の補填されない部分を控除する。 (9) 寄付金控除(所得控除) (イ) 命令で定める公益、慈善、宗教、学術目的のための寄付については、年間総売上と賃金の合計額の0.2%又は所得の5%(学術上及び政治上の目的については10%)のいずれか大きい方を限度として控除する。 (ロ) 政党法第2条に定める政党に対する寄付金及び献金は、1課税年度につ	(6) 勤労学生控除 なし (7) 保険料控除(所得控除) (イ) 生命保険料 (a) 定期保険 一定の要件を備えた定期保険の保険料については、純所得の10%又は400フラン(扶養子女がある場合は1人につき100フランを加算)のいずれか低い方を限度額として控除が認められる。 (b) 満期のある保険 10年以上で一定の要件を備えた満期のある保険の保険料については、純所得の10%又は2,000フラン(扶養子女がある場合は1人につき400フランを加算)のいずれか低い方を限度額として控除が認められる。なお一定の保険年金の保険料については1,500フラン(扶養子女がある場合は1人につき600フランを加算)までは全額、1,500フラン超5,000フランまでの部分はその半額を控除する。 (ロ) 心身障害者扶養保険料 1,500フラン(扶養子女がある場合は1人につき600フランを加算)までは全額、1,500フラン超5,000フランまでの部分はその半額を控除する。 (ハ) 社会保険料 所得者が負担すべき社会保険料の支払金額の全額を控除する。 (ニ) 退職年金掛金は控除する。 (8) 医療費控除 なし (9) 寄付金控除(所得控除) 教育、慈善、科学等公益的性格を有する非営利団体又は事業への寄付金については、課税所得の0.5%を限度として、控除する。ただし、事業を営む者の場合は選択により取引高の0.1%まで控除することができる。この場合科学技術研究を行う団体又は事業への寄付金については別枠で取引高の0.2%を限度として控除が認められる。	(6) 勤労学生控除 なし (7) 保険料控除(所得控除) 生命保険料及び各種社会保険料は、所得から控除される。 (8) 医療費控除(所得控除) 年所得が1,500万リラ超の場合の当該所得の10%を超える医療費の額、又は年所得が1,500万リラ以下の場合の当該所得の5%を超える医療費の額を所得から控除する。 (9) 寄付金控除 なし	(6) 勤労学生控除(所得控除) 納税義務者が、大学、職業訓練学校等の指定された教育機関にフル・タイム通学し、かつ、当該教育機関の一定の教育課程に登録されている場合、通学期間につき、月50カナダ・ドルの所得控除が認められる。 (7) 保険料控除(所得控除) (イ) 失業保険料 失業保険法に基づき被用者が支払う保険料は所得控除が認められる。 (ロ) 公的年金基金への掛金 連邦年金基金又は州年金基金に対する掛金は所得控除が認められる。 (ハ) 登録年金基金への掛金 登録年金基金への掛金は2,500カナダ・ドルを限度として所得控除が認められる。 (8) 医療費控除(所得控除) 納税義務者の支払った医療費のうち所得の3%を超える額の所得控除が認められる。 (9) 寄付金控除(所得控除) 公共団体、登録された慈善団体、登録されたアマチュア競技団体等への寄付については、納税義務者の所得の20%を限度として所得控除できる(控除しきれない場合には1年間の繰越しが認められる。) なお、宗教団体の一員であり一定の条件を満たす者が所属する宗教団体へ寄付する場合には、当該寄付金

18. 各 国 の 所 得

区 分	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス
扶 養 控 除 及 び そ の 他 の 諸 控 除 (続)	(10) 雑損控除(所得控除) たな卸資産、その他事業用資産及び生活に通常必要でない資産以外の資産についての災害等による損失で、保険金その他により補填されない部分が年所得の10%を超えるときは、その超える金額を控除する。 (11) 配当控除(税額控除) 配当所得を上積みとし、配当所得以外の金額と合わせ課税総所得金額が1,000万円に達するまでの配当所得の金額については10%、1,000万円を超える金額については5%を税額から控除する。(ただし、証券投資信託の収益分配金、源泉分離課税の選択をした配当所得等は配当控除の対象とならない。) (12) 外国税額控除(税額控除) 外国の所得税を課せられた年分の所得税額のうち外国源泉の所得全体(欠損国の欠損は通算しない。)に対応する金額を限度として、税額控除する。一定額の範囲内で過去5年以内の控除枠の余裕額は当年の控除枠に加え、また過去5年以内の控除未済額は当年で控除することを認める。 (13) 住宅貯蓄控除(税額控除) 昭和51.12.31までの間に締結した住宅貯蓄契約に基づき貯蓄をした場合には、その年中の貯蓄積立額の6%(最高3万円)の税額控除を認める。ただし、勤労者財産形成貯蓄のうち、積立期間7年以上のものについては、その年中の積立額の10%(最高5万円)、その他の勤労者財産形成貯蓄については、その年中の貯蓄積立額の8%(最高4万円)の税額控除を認める。 (14) 住宅取得控除(税額控除) 昭和47.1.1~52.12.31の間に住宅(床面積165㎡以下のもの)の新築に着工し、又は取得して6か月以内に居住の用に供した場合には、標準取得価額の1%相当額(最高3万円)を3年間にわたり税額控除する。	除(最高100ドル)又はその50%の税額控除(最高25ドル)が認められる。なお、共同申告書を提出する夫婦者の場合は、限度額はそれぞれ200ドル、50ドルとなる。 (10) 雑損控除(所得控除) 火災、盗難等による損失で保険金その他により補填されない部分を「調整総所得」から控除する。ただし、個人的用途に供する資産に係る損失については1件当たり100ドルを超える部分について控除を認める。 (11) 配当控除(所得控除) 内国法人からの配当所得のうち100ドルを所得控除できる。 (12) 外国税額の控除 所得控除と税額控除のうちいずれかを選択する。 (イ) 所得控除 外国で支払った所得税額を総所得から全額控除する。 (ロ) 税額控除 外国所得税額は、連邦所得税のうち国外にその源泉がある所得に対応するものとして計算した金額(所得源泉地国別又は国外所得全体を基礎として計算する。)を限度として連邦所得税額から控除する。 (13) 住宅貯蓄控除 なし (14) 住宅取得控除 なし	(10) 雑損控除 なし (11) 配当控除(インピュテーション方式) 受取配当とその67分の33を課税所得に算入し、算出税額より受取配当額の67分の33を控除する。 (12) 外国税額の控除 税額控除の限度額は、国外所得を含む総所得に対する所得税額と、国内源泉所得に対する所得税額との差額である。この限度額を超える外国税額は総所得から所得控除する。 なお、税額控除に代えて外国税額の全額を総所得から所得控除することが認められる。 (13) 住宅貯蓄控除 なし (14) 住宅取得控除 なし

税 制 度 の 概 要 (続)

西 ド イ ツ	フ ラ ン ス	イ タ リ ア	カ ナ ダ
き、総額600マルクまで、合算分割課税の場合には、総額1,200マルクまで控除する。 (10) 雑損控除(所得控除) 災害、盗難等異常な事故に起因する支払いについては、所得額、子女数等に応じて、所得の一定割合(1%~8%)を超える支出のうち、保険金等で補填されない部分を控除する(異常負担控除)。 (11) 配当控除 なし (12) 外国税額の控除(税額控除) 西ドイツの所得税に相当する租税につき税額控除が認められる。限度額は国外所得を含む総所得に対する所得税額のうち、総所得に対する当該国外所得の割合に相当する部分である。(国外所得概算課税) 営業所得について、納税義務者は、毎年、上記の方法に代えて、大蔵大臣の許可を得て国外所得について25%の税率による概算課税を選択できることになっている。 (13) 住宅貯蓄控除(所得控除) 住宅建設貸付金の取得を目的とする建築貯蓄金庫への払込金は、(7)の保険料控除として、一定限度を控除できる。ただし、住宅建築プレミアムを受けける場合は控除は認められない。 (14) 住宅取得控除 なし	(10) 雑損控除 なし (11) 配当控除(インピュテーション方式) 受取配当に係る法人税額の50%と受取配当とを総所得に算入し、算出税額から受取配当に係る法人税額の50%に等しい金額を控除する。 (12) 外国税額の控除 一般の国外所得については、免税方式をとる。ただし、外国で発行された有価証券からの所得等は、動産資本所得として課税され、当該所得に係る外国税額は経費として所得控除できる。 (13) 住宅貯蓄控除(所得控除) 住宅取得のための一定の貸付を受けた者は、その貸付を得るために積立てた額が、所得の10%を超える場合、所得の25%又は3,000フラン(扶養子女1人につき1,000フランを加算)のいずれか小さい方を限度として、積立額を所得控除できる。 (14) 住宅取得控除 なし	(10) 雑損控除 なし (11) 配当控除 なし (12) 外国税額の控除(税額控除) 相手国が、外国税額の控除について同様の措置を認めている場合には、当該相手国の源泉からの所得に対応するイタリアの税額の3分の2を限度として控除することができる。 (13) 住宅貯蓄控除 なし (14) 住宅取得控除 なし	を所得控除できる。 (10) 雑損控除(所得控除) 火事又は盗難による損失は経費として控除できる。 (11) 配当控除(インピュテーション方式) 受取配当額とその3分の1を課税所得に算入し、算出税額より受取配当額の3分の1の5分の4を控除する。 (12) 外国税額の控除(税額控除) 外国所得税額は、国外所得を含む総所得額に対する所得税額から、総所得に対する当該国外所得の割合に相当する所得税額を限度として控除できる。 (13) 住宅貯蓄控除 なし (14) 住宅取得控除 なし

18. 各 国 の 所 得

区 分	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス
扶 養 控 除 及 び そ の 他 の 諸 控 除 (続)		(15) その他の控除 (i) 扶養親族世話費控除 (所得控除) 世帯主が、15歳未満の扶養子女又は心身障害者である扶養親族若しくは配偶者を有する場合には、所得を稼得するために支出する家事サービス費及び扶養子女等に係る世話費については、月額 400 ドルまで所得控除することができる。ただし、扶養子女に係る世話費のうち家庭外で発生したものは月額 200 ドル (扶養子女が 2 人なら 300 ドル、3 人以上なら 400 ドル) を超えてはならない。 (ii) 概算経費控除 (所得控除) 上記(8)、(9)、(10)、(12)-(i)、(13)-(i)及びその他の一定の控除 (利子、一定の租税等) に代えて概算経費控除を選択することが認められる。 概算経費控除額は、独身者及び共同申告書を提出する夫婦者の場合、「調整総所得」の 15% 相当額 (最高 2,000 ドル) と 1,300 ドルとのうちいずれか大きい額とし、夫婦者で個別に申告書を提出する場合には、それぞれについて「調整総所得」の 15% 相当額 (最高 1,000 ドル) と 650 ドルとのいずれか大きい額とする。 (iii) 退職後所得控除 (税額控除) 65歳以上の者が取得する退職後所得のうち 1,524 ドル (ただし、配偶者も 65歳以上の場合は、2,286 ドル。また、非課税とされる社会保障給付金等がある場合には、その金額分だけ減額される。) までの金額の 15% 相当額について税額控除が認められる。	(15) 借入金利子控除 (所得控除) 本人若しくはその扶養親族等の主たる住居の購入又は改善のための借入金 (最高 25,000 ポンド) にかかる利子及びその他一定の利子につき控除を認める。

- (備考) 1. アメリカの「調整総所得」とは、総所得から事業経費控除 (事業経費、事業損失、純長期キャピタル・ゲインのうち純短期キャピタル・ロス) なる。
2. カナダでは、1974年より物価スライド税制が導入されており、過去 1 年間における消費者物価指数平均値の直前 1 年間対比上昇率と同率だけ

税 制 度 の 概 要 (続)

西 ド イ ツ	フ ラ ン ス	イ タ リ ア	カ ナ ダ
(15) その他の控除 (i) 遺族支給金控除 (所得控除) 死亡した者及び心身障害者の遺族に対して支給される遺族支給金について720マルクを控除できる。 (ii) 貯蓄者控除 (所得控除) 資産所得については、必要経費控除後に300マルク (合算分割課税を受ける夫婦者の場合は600マルク) を控除する。 (iii) 特別支出概算控除 (所得控除) 上記(9)及びその他の一定の控除に代えて240マルク (合算分割課税を受ける夫婦者の場合は480マルク) の概算額を控除する。	(15) 主たる住居に係る借入金利子等の控除 (所得控除) 主たる住居として所有する住宅の取得、建築、全体的修繕のための借入金利子及び当該住宅の下地塗り費用は、総額で7,000フラン (扶養子女1人につき、1,000フランを加算) を限度として控除が認められる。	(15) その他の控除 (i) 年金所得控除 (税額控除) 年金所得については年36,000リラの税額控除が認められる。 (ii) 特別支出概算控除 (税額控除) 従属労働所得、年間300万リラ以下の小規模事業所得及び年金所得については、上記(7)、(8)等の控除に代えて12,000リラの税額を控除することができる。 (iii) 小規模事業所得者の特例措置 年間所得が400万リラ以下の小規模事業所得者の場合には、必要経費控除として、実額控除に代えて72,000リラの税額控除を選択することができる。(なお(2)参照。)	(15) その他の控除 (i) 子女世話費控除 (所得控除) 納税義務者が勤労所得を得るのに際しその子女を世話するため支出を行わざるを得ない場合には、①2,000カナダ・ドル、②子女1人につき500カナダ・ドル、③勤労所得の3分の2のうちいずれか小さい額を限度として、14歳未満の子女 (心身障害者である子女の場合には14歳以上の子女でもよい。) を世話するため要した額の所得控除が認められる。 なお、納税義務者が男性の場合には、妻が傷病のため子女の世話ができない等の条件をも満たした場合に限りこの控除が認められる。ただし、上記①、②、③の額よりも、子女1人当たり15カナダ・ドル (子女の数と15カナダ・ドルの積は60カナダ・ドルを超えることはできない。) に条件に該当する週数を乗じた額が小さい場合には、控除限度額は当該額とされる。 (ii) 授業料経費控除 (所得控除) 納税義務者が大学、高校等一定の教育機関に学籍がある場合には、授業料のうち月25カナダ・ドルを超える額の所得控除が認められる。 (iii) 教育費控除 (所得控除) 大学、職業訓練学校等の指定された教育機関にフル・タイム通学し、かつ当該教育機関の一定の教育課程に登録されている学生を扶養する親族は、月50カナダ・ドル (通学期間中に限る。) の金額と学生の課税所得 (勤労学生控除前) との差額を所得から控除することが認められる。 (iv) 概算控除 (所得控除) (8)の医療費控除及び(9)の寄付金控除を行わない場合には、100カナダ・ドルの所得控除が認められる。

を超える部分の50%相当分等の控除)を行つた残額である。この「調整総所得」から寄付金控除等の事業外経費控除及び人的控除を行つた残額が課税所得と

諸控除及び税率ブラケットの幅が拡大されている。ちなみに1975年のスライド率は10.1%である。